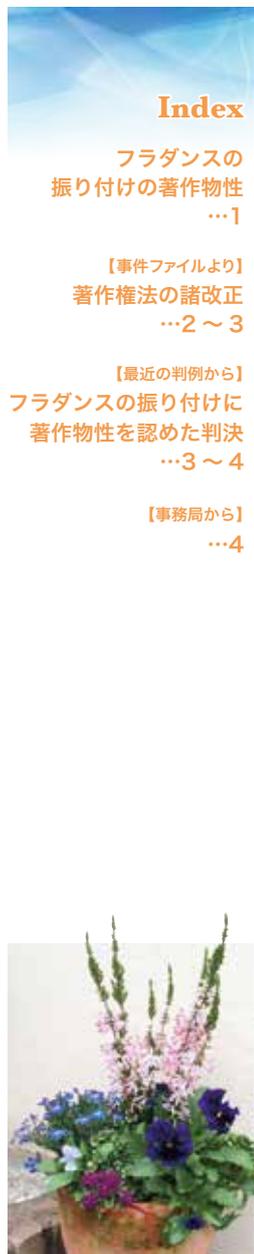




ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行所／弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階 制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>



Index

フラダンスの振り付けの著作物性 …1

【事件ファイルより】
著作権法の諸改正 …2～3

【最近の判例から】
フラダンスの振り付けに著作物性を認めた判決 …3～4

【事務局から】 …4

フラダンスの振り付けの著作物性

昨年9月に、フラダンスのクム（意味は次頁で）を代理してフラダンスの振り付けに著作権を認めてもらう判決を得ましたので、今回は、著作権特集をお届けいたします。法的な考察の前に、どんな風に訴訟が続けたのか、お伝えできる範囲で皆さまにもお話ししましょう。

英語でやりとりができて著作権に詳しいですか？との電話での問いに思わずYesと答えてしまったところから始めた訴訟は、そう簡単には進まず、3年半の月日を費やすこととなりました。若先生たちは、理論の構築と共に、コマ送りの写真とその動きの意味の文章化、個性が発揮されていることを示すために、同じ曲に対し、クムによって振りが違うことを示す4分割動画の作成など、PCとにらめっこで多大な時間をかけました。また、上野達弘先生に、選択の幅論の観点から舞踊の著作物性について、意見書をいただけたことも有り難いことでした。

もう一つこの訴訟で特筆すべきは、裁判所でフラダンスの実演をさせてもらったことでした。原告が訴えたのはフラダンスの振り付けですが、フラダンスは、衣装やレイ、髪飾りなどにも趣向を凝らし、フラダンスの歌詞の意味を伝える役目をするところから、3曲の実演それぞれに衣装等も替えたいのこちらの意向を汲んで、裁判所には着替える場

所も提供いただきました。ハワイのカウアイ島から呼んだ、原告のハーラウの中でもトップクラスのダンサーに実演してもらうことになり、前日は、会議室を借り切って一日練習、フレーズごとに動きを止めて、原告が意味を説明、それに合わせてまたそのフレーズを踊り、全体を通して二度踊るという手順の確認など、原告も実演者も通訳をしてくれた方も大変だったと思います。そのかいあって、当日の裁判所での実演は、それはそれは美しいものでした。日本の裁判所でのフラダンスの実演は、裁判所史上初だと思いますが、裁判官に直接見ていただき、原告の振り付けの中にある思想や感情を「感得」いただけたことも、勝訴の判決につながる大きな要素だったとっております。判決の詳細については次頁で紹介しています。

苗村 博子
(なむら ひろこ)



著作権法の諸改正

1. 多方面からの改正

著作権法は、昨年末から施行された多方面からの改正があり、また今年も改正が見込まれそうです。登録を必要とし、また企業活動に関わることの多い他の知的財産と異なり、著作権は、登録を要さず、また私たち個人も創作する側になったり、利用する側になったりする最も身近な知的財産権です。このような特徴から、その権利保護と過度の保護による、利用者の不利益の調整の場が最も多く現れる権利であり、権利保護強化の方向（プロ）、権利制限の方向（コン）の改正が行われた（る）ということでしょう。

まず、プロとなる改正については、著作権の保護期間が著者の死後70年となるということが挙げられます。また今年の通常国会で、「リーチサイト」への規制に刑事罰が盛り込まれることが審議される点も海賊版への対応という意味では、一歩前進といえるでしょう。

一方、著作権の権利制限的な効果についての改正としては、柔軟な権利制限規定の整備が挙げられます。他にも改正がありますが、今回はこれらの改正に絞って紹介していきましょう。

2. 権利保護期間

TPP（環太平洋連携協定）が2018年12月30日に発効し、著作権の保護期間が、著者の死亡後70年とされました。団体が著作者である場合や映画や実演については公表後70年となります。レコードについては発行後70年となります。

海外の著作物に関しても、著作権の発生国がベルヌ条約加盟国であれば、例えば著作者の死亡後50年としているなど、日本の保護期間より短い場合は、その発生国の保護期間と同じ期間だけの保護となりますが、発生国が70年の保護期間を定めていれば、日本と同期間保護がなされることになります。実は、このあと述べる「マンガ」等を除けば、日本は、著作権に関しては、輸入の方が断然多く、経済的な観点からすると、海外の著作物の保護期間が20年分多くなり、その分、支払うロイヤリティは、増える計算になってしまいます。日本にいる利用者にとっては、フレンドリーな改正ではないのです。

3. デジタル化、ネットワーク化の進展に対応した、柔軟な権利制限規定の整備

(1) 制限規定の規定の仕方

権利者と利用者間の利害の調整について、米国では、いわゆるフェアユースという一般的な制限規定が置かれ、時代、技術の進歩に応じた、柔軟な著作権の制限が可能となっており、日本でもフェアユース規定を置くべきかが、長く議論されてきました。しかし、今回もこの導入は見送られ、現状のいわゆる著作権の例外といわれる規定について、新たに3つの制限規定が設けられ、また整備されました。

(2) 著作物に表現された思想または感情の享受がない場合

まず、一つ目は著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用について、①著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用（著作権法30条の4、1号）、②情報解析を目的とするもの（同条2号）および③電子計算機による情報処理の過程における利用等に供する場合（同条3号）を具体例として挙げる権利制限の規定を設けました。

この「表現された思想又は感情」の「享受」が何を意味するかですが、文化庁は、著作物等の視聴等を通じて、視聴者らの知的または精神的欲求を満たすという効用を得る行為だとしています^{※1}。また主目的は享受でなくても、享受も同時に起こる場合として、例えば民間の漫画教室で、作画技術を学ばせるため、著名な漫画のコピーを生徒に渡すような場合を挙げており、このような利用は著作権法30条の4の権利制限には当たらないとしています。受け手が機械の場合には享受していないと今は言えると思いますが（今後AIにも心があるなどというほど、AIが進化すると、機械による表現の享受というような場面が出てくるかもしれません）、人間が著作物を受け取る場合には、著作物に表現された思想又は感情が受け手に享受されていないかの吟味が必要です。①の典型例として、美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために、美術品を試験的に複製する行為が挙げられています。また②については、ディープラーニングの方法による、AI開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録するような場合も対象

となるとされます。③は、コンピュータの情報処理の過程でいわゆるバックアップが作られるような場合やリバースエンジニアリングによるプログラムの調査解析もこれに含まれるようです。

(3) 電子計算機による著作物利用に付随した利用

次に、電子計算機による著作物の利用に付随する利用も通常権利者の利益を害さない行為として導入され、規定の整理がされて、同法47条の4の条文にまとめられました。大まかには、1項がキャッシュの作成行為、2項がバックアップの作成行為に該当するとのこと。1項は、電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために計算機の利用に付随する利用に限られ、2項は、電子計算機における著作権の利用の維持又は回復を目的とする場合に限られています。また両項ともに、必要と認められる限度という制限が付き、さらに、但書きとして著作権者の利益を不当に害する場合は除かれています。1項によって、情報処理の高速化のためのキャッシュの作成、サービスプロバイダがウイルスや有害情報等のフィルタリングを行うための複製が認められることになり、2項では、スマートフォンを替える場合の古いスマートフォンのメモリから新しいスマートフォンへのデータ移行のための一時的な複製行為などが例外として明記されたことになるといわれています。しかし、その結果、古いデータが削除されず、いずれも使えるような状態を維持すると、但書きの権利者の利益を不当に害することになりかねません。従って、これらの例外規定については、個別に検討が必要となってきますので、その点注意が必要です。

(4) 電子計算機による情報処理等に付随する軽微利用

最後の権利制限規定は、(2)、(3)とは違い、若干権利侵害はあるかもしれないものの、それが軽微であることを理由に、同法47条の5に限定列挙する形で権利制限を認めたものです。1項1号では、所在検索サービスを定め、いわゆるキーワード検索の際に、著者や文献名などと共に、著作物の文章の一部を提供する場合を定めています。2号は、情報解析サービスについて定め、その結果を提供することを定めており、例

として、他の論文からの剽窃を検証するサービスにおいて、オリジナルの論文の一部を提供するサービス等を挙げています。3号ではこれ以外についても政令で定めることができるとしています。検索の対象となる著作物ということですので、公衆に向けて提示、提供された著作物だけが対象となります。いずれも軽微な場合だけが権利制限の対象ですので、提供される分量や表示の精度などによって、この規定の基準を満たしているかが判断されることになります。

4. リーチサイト規制への刑事罰導入

この改正は、これから国会審議に係る改正です。漫画の海賊版サイト等が問題となり、これらのサイトをプロバイダがプロッ

クすべきとする法制度が検討されましたが、憲法上の通信の秘密（憲法 21 条 2 項）との関係で、これは見送られました。が、かような違法サイトを紹介するサイト（リーチサイト）への刑事罰と共に、静止画のダウンロードについての刑事罰を盛り込んだ著作権改正が 2019 年の通常国会で審議されると新聞報道されています※2。これまで録音、録画については、違法にアップロードされたものについてのダウンロードが、刑事罰の対象とされてきましたが（著作権法 119 条 3 項）、これが静止画にも拡大され、漫画などのダウンロードを刑事罰化しようというものです。ただ、動画、音楽についても刑事罰が適用されたケースはほとんど無いようですので、この点は啓発

活動にしかならない可能性があります。なお、このリーチサイトに対して、東京地裁において違法サイトの URL について削除命令が発令されたとの報道がありました。ブロッキングまで法制化せずとも違法サイトを無くすよい手段になることが期待されます。

※1：文化庁「著作権の一部を改正する法律（平成 30 年度改正）について（解説）」

※2：日本経済新聞 2019 年 1 月 26 日記事



苗村 博子
(なむら ひろこ)

最近の判例から

フラダンスの振り付けに著作物性を認めた判決

1. はじめに

2018 年 9 月 20 日に、大阪地方裁判所で当事務所が原告代理人を務めた裁判において、原告のフラダンスの振り付けに著作物性を認める判断が下されました（以下「本判決」といいます）。舞踊は、著作権法上、著作物の一つに例示されており（著作権法 10 条 1 項 3 号）、振り付けを創作した者は、著作権、著作者人格権を有します（同法 2 条 1 項 2 号、17 条 1 項）。著作物として認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したものであることが必要であり、過去の裁判例では、社交ダンスについて、振り付けの創作物性が否定されるなど（以下「Shall we ダンス？事件判決」といいます）※1 ダンスの振り付けについて通常より高度の創作性が求められているとも考えられていました。しかし、本判決は、フラダンスの振り付けの著作物性の有無を判断するにあたり、Shall we ダンス？事件判決が示した枠組みではない、新たな判断を示しました。

2. 事案の概要について

ハワイ在住のクムフラ（フラダンスの師匠ないし指導者）である原告は、従前フラダンス教室事業を営む被告と契約を締結したうえ、被告やその会員に対してフラダンス等の指導、助言を行っていました。原告は、フラダンスの各楽曲を作詞作曲するとともに、それら又は他者が作詞作曲した楽

曲について、フラダンスの振り付けを作り、被告の会員に対してそれらの振り付けを指導、助言し、会員は当該振り付けを、被告主催のイベントで上演したり、イベントに参加するための練習として教室で上演していました。

その後、両者の契約関係が解消され、原告は、以後は自ら作ったフラダンスの振り付けを被告の会員が上演することを禁止する意向を示しましたが、被告は、契約関係解消後も、少なくとも、原告作成の振り付けの一部を使用することがありました。そこで、原告が被告に対して、著作権侵害に係る請求として、そのうちのさらに一部を取りあげて（以下、「本件各振り付け」といいます）、著作権法 112 条 1 項に基づき、その上演の差し止めおよび損害賠償請求を求めました。

3. 本判決における主要な争点

本件各振り付けのうち、原告が著作権を有する著作物であると被告も認める振り付け※2を除く振り付け（以下、「対象振り付け」といいます）について著作物性が認められるかが主要な争点となりました。

4. 本判決の判断について

(1) 作者の個性の表れと認めることができるか否かについて

本判決は、フラダンスの特殊性は、楽曲

の意味についてハンドモーション等を用いて表現することにあるとしたうえ、ハンドモーションとステップのそれぞれについて、作者の個性の表れと認めることができるとし、それらと有意な差異が（ある）場合、②たとえ動作自体はありふれたものであったとしても、それを当該歌詞の箇所振り付けることが他に見られない場合、③歌詞の解釈が独自であり、そのために振り付けの動作が他と異なるものとなっている場合には、作者の個性が表れていると認めるのが相当であると判断しました。

そして本判決は、ハンドモーションについて、①ある歌詞に対応する振り付けの動作が、歌詞から想定される既定のハンドモーションでも、他の類例に見られるものでも、それらと有意な差異が（ある）場合、②たとえ動作自体はありふれたものであったとしても、それを当該歌詞の箇所振り付けることが他に見られない場合、③歌詞の解釈が独自であり、そのために振り付けの動作が他と異なるものとなっている場合には、作者の個性が表れていると認めるのが相当であると判断しました。

(2) 舞踊の著作物性が認められる範囲

本判決は、楽曲の振り付けとしてのフラダンスは、作者の個性が表れている部分やそうとは認められない部分が相まった一連の流れとして成立するものであるから、そのようなひとまとまりとしての動作の流れを対象とする場合には、舞踊として成立するものであり、その中で、作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、そのひとまとまりの流れの全体について舞踊の著作物性を認めるのが相当であると判断しました。

(3) 著作権侵害の成否の判断基準

本判決は、振り付け全体を対象として検討すべきであるとしたうえで、フラダンスに舞踊の著作物が認められる場合に、その侵害が認められるためには、

①侵害対象とされたひとまとまりの上演内容に、作者の個性が認められる特定の歌詞対応部分の振り付けの動作が含まれることが必要なことに加えて

②作者の個性が表れているとはいえない部分も含めて、当該ひとまとまりの上演内容について、当該フラダンスの一連の流れの動作たる舞踊としての特徴が感得されることを要すると解するのが相当であると判断しました。

(4) 具体的あてはめ

本判決は、対象振り付けについて振り付けごとに、一定の歌詞に分け、分けた歌詞に対応する振り付けの動作について、原告の個性が表れているかそれぞれ検討したうえで、振り付け全体について、完全に独自の振り付けが見られるだけでなく、他の振り付けとは有意に異なるアレンジが全体に散りばめられていることから、全体として見た場合に原告の個性が表現されており、対象振り付けについて各振り付け全体としての著作物を認めるのが相当であると判断しました。

5. 本判決に対する検討

(1) 求められる創作性について

Shall we ダンス?事件判決は、既存ステップの組み合わせを基本とする振り付けが著作物に該当するには、単なる既存のステップにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性^{※3}を備える必要があるとし、その理由として振り付けの自由度が過度に制約されることになりかねないことをあげます。

しかし、本判決は、創作性については、独創性までは求めず、作者の個性の表れと認められるか否かという観点から判断し、原告の対象振り付け全てについて曲全体の振り付けに著作物を認めています。

舞踊の振り付けについては基本動作^{※4}であっても組み合わせには個性が発揮され、身体を使った動きも多様で、表現の選択の幅は広く捉えることができると考えられ、Shall we ダンス?事件のような独創性まで求めず、個性の表れで足りるとした点は、創作性の要求水準を下げつつある判例^{※5}の潮流にも乗ったものとして、権利者側には十分評価されるものと思われます。

(2) 振り付け全体の著作物性問題とする点について

本判決は、振り付け全体の著作物性を問題としていますが、楽曲の振り付けとしてのフラダンスは、ひとまとまりとしての動作の流れを対象として初めて、舞踊として成立するものであることからすれば、振り付け全体が対象となるのは当然と思えます。そして、フラダンスの特徴からすれば、著

作者としても個々のハンドモーションやステップではなく、上演内容たる振り付け全体が自身の著作物と考えるものと思われます。また、実際に振り付けを創作するにあたっては、振り付け全体との関係で、個々の振り付けの動作を考える以上、振り付け全体の著作物性を問題とした本判決は、創作活動の実態を踏まえたものとも考えられます。

※1：東京地裁平成24年2月28日判決

※2：当該振り付けについては、被告は契約関係解消以降、当該振り付けの使用をしていないと主張しています。

※3：上野達弘 コピライトNo.686/vol.58 2018年6月号 13頁～15頁ではそもそもこのフレーズは、タイプフェイスの著作物性が問題となったゴナU事件最高裁判決(最高裁平成12年9月7日第一小法廷判決)が示したフレーズであり、あくまで印刷用書体に限って妥当すると理解すべきとされています。

※4：上野達弘 法学教室 2018年2月号「舞台芸術と知的財産法」29頁 注釈11では、古典フラとは異なり、現代フラにおいては、多種多様なハンドモーションやステップ、身体の向き、顔や目線の向き、重心の位置、ターンの仕方等の選択と組み合わせが行われるものとして、フラダンスの創作性を肯定することに好意的な意見を述べています。

※5：TRIPP TRAPPという赤ちゃん用椅子のデザインに著作物性を認めた知財高裁平成27年4月14日判決、ピクトグラムに関する大阪地裁平成27年9月24日判決など。



倉本 武任
(くらもと たけつぐ)

Topic of the secretariat

事務局から

忘年会、お正月、新年会……ついついごちそうやお酒が進むシーズンが終わり、そろそろ足音が聞こえてきそうな春を楽しみにされている頃でしょうか。

苗村事務所でも毎年、忘年会を開いており、昨年末は「メゾンタテルヨシノ」という苗村おすすめのレストランにて、お味はもちろんのこと、時折歓声を上げてしまうような見た目にも美しく楽しめるフレンチを皆で堪能いたしました。食事を楽しみ、1年を振り返る……というのは毎年のことなのですが、今回は違った点が一つありました。それはお昼に開催したことです。今までは終業後に開催していましたが、全員のスケジュールを合わせるのが難しいこともあり、初めてお昼の開催となりました。加えて昨今は「働き方改革」が重要視されていることもあり、業務時間内に行うことで、それぞれが夜のプライベートな時間を確保できるといった意味合いもありました。ランチタイム

にはまた、メニューやレストランの雰囲気も違っていたり、まだ明るいうちからお酒が飲める贅沢感(…私だけでしょうか?)もあつたりとお昼だから楽しめる魅力もあるかと思えます。休日ともなるとランチタイムやカフェには(お店にもよりますが)女性の姿が目立ちます。女性はゆっくりお喋りをするのが好きなことありますが、特に家庭を持つ女性はお昼間なら外出しやすいからでもあるかと思えます。

これからはいかに効率的に時間を使い生産性を上げていくのかを考えなければいけないので、忘年会に限らず今まで慣習的に行っていたことを見直していく必要があるのかもしれない。

ただランチ忘年会に一つ難点があるとすれば、その後に業務が残っている場合はお酒を飲めないということです。今回は夕方に会議の予定があった苗村はお酒を飲むことができず……私たちだけでお料理に合わせて提供していただいたワインを楽しませていただきました。次回はぜひ皆でお酒も楽しみたいと思います。皆様も昼飲み、いかがでしょうか!?

青りんごのアメ細工のデザート
美味しかったネ!(苗)

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号
堂島ビルディング7階

※ 地下鉄御堂筋線又は
京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、
御堂筋を北へ徒歩5分

TEL：06-4709-1170

FAX：06-4709-0131

受付時間/9:00～18:00

<http://www.namura-law.jp>

